

第201900054368号
令和元年5月30日
19.6.-9
受付

一般社団法人鳥取県産業資源循環協会 会長 様

鳥取県生活環境部循環型社会推進課長
(公印省略)

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について (通知)

日ごろ、本県の循環型社会形成の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和元年5月20日付環循適発第1905201号及び環循規発第1905201号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び同廃棄物規制課長から別添のとおり通知されたところです。本通知では、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、国内の廃棄物処理施設における廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じていることから、当面の対策を示されているところです。

別添通知のうち、下記の項目については特に御留意いただくとともに、貴会員へ周知をお願いします。

(担当) 廃棄物リサイクル担当 景井 電話：0857-26-7198

記

1 通知の趣旨

外国政府による使用済みプラスチック等の輸入禁止措置が取られ、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、国内の廃棄物処理施設における廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じていることから、当面の対策を示すとともに御協力を求めるもの。

2 特に御留意いただく内容

- ・第二 排出事業者責任の徹底
- ・第四 輸出関係
- ・第五 使用済電気電子機器関係
- ・第六 使用済プラスチックの廃棄物該当性
- ・第七 補助事業の周知
- ・第八 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理
- ・第九 火災防止対策